

**(前文：三野県議の主張)**

ただいまから、県政一般事務にかかわる諸課題について質問をいたします。

質問に先立ち、一言申し述べたいと思います。

地方交付税法第3条第2項に、「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」と明記しています。

今回の「地方公務員給与費の臨時特例」は、地方公務員給与費の削減という臨時的な変動要素を、地方財政計画や地方交付税に反映させた上で、それを地方に強制した点において、明らかに、標準的な行政水準に対する一般財源を確保するという地方交付税法の主旨に照らして矛盾しています。

まずは、このことについて地方自治に関わる関係者は共通の認識に立たなければなりませんし、早急にこうしたいびつな地方財政対策を解消すべきであります。

地方交付税の算定では、地方が標準的な行政サービスを行うために必要な経費となる基準財政需要額を算出します。需要額は、道府県分、市町村分ごとに法定されている、道路橋りょう費、港湾費、小・中学校費、生活保護費、高齢者保健福祉費等の経費項目ごとに単位費用、測定単位、補正係数という3つの要素を掛け合わせ、需要額を積算します。**この経費項目ごとの需要額の算定は、あくまでも需要額の総額を積算するためのものであり、個別の経費項目ごとに算定された需要額通りに、実際の県予算の編成を義務付けているものではありませんし、これまで各地方自治体が、その通り実施しているところはないと思います。**

それを象徴する例として、これまで地方財政計画で、国が公共事業を減らしても地方自治体が公共事業を減らさないで対応してきた例は数多くあります。そのことが地方の借金を増やし、財政悪化の原因となったわけです。また、地方財政計画以上に、地方が自ら賃金カットや人員削減をして財政再建や他の行政サービスの充実・維持に努めてきた例は数多くあります。

つまり、地方交付税は、あくまでも用途の自由な財源（一般財源）であり、地方自治体の裁量にまかされているということです。

これまで、地方財政計画のとおりになかったからと言って、国からやかましく言われたことがあったでしょうか。今回のように、国がしつこく調査をしたのでしょうか。

いくら、国から地方への要請と言っても、今回のように一つの算定基準をこれほど重視して取り上げることはかつてなかったことです。これが強制でなくて何でしょうか。

**地方自治体は、国の出先機関ではありません。**

**地方自治、地方分権時代の常識もわきまえない政府に、分権推進を語る資格はないといわなければなりません。**

**そもそも地方公務員給与の決定権は、中央政府にはないのです。地方公務員の給与は、地方議会の中で条例によって決定されるわけです。**

**私たち地方議員は、「地方のことは地方で決める」という地方分権を後退させていいのでしょうか。**

**地方議会自らの存在意義・地方議員自らの資質を問われています。**

今回の地方財政計画を通じた臨時特例の対応は、地方自治の根幹にかかわる問題であることを強く訴え、質問に入ります。

### 三野県議の質問

質問の第一は、**地方税収と一般財源総額との関係**について、お伺いします。

県は、県税収入増に向けて、財政出動をして様々な経済対策を実施しています。

県税収入が増えることは、自主財源を確保する点からは、好ましいことと考えます。

しかし、現行の地方財政制度の仕組みから考えると、県税収入の伸びが、そのまま同じ額だけ一般財源総額が増えることにはつながりません。

毎年度、国が策定する地方財政計画では、マクロで地方の収支不足（財源不足）が見込まれた場合には、地方財政対策として、地方交付税の増額補填や臨時財政対策債の発行などを行い、地方の財源不足額を補填しています。

そのため、地方税収が増えても、毎年度の歳出総額の見込み額が変わらなければ、地方財政全体の規模は変わらず、単に地方財源不足分が減少することになり、地方交付税等が減少することになるだけです。

**地方自治体の個々の地方交付税の算定をみても、基準財政需要額と基準財政収入額との差額を交付税が埋めているので、地方税が増えれば、基準財政収入額が増え、需要額との差が縮まりますので、地方交付税は減少するということになります。**

**さらに、基準財政収入額の算定においては、地方税収の75%が算入され、残りの25%は留保財源として扱われていますので、税収が増えても、実質的には留保財源としての25%が増収分になるに過ぎません。つまり、税収が増えても、75%は、地方交付税の減額につながるだけです。**

**仮に100億円の県税収入が増えても、一般財源総額では、25億円しか増えないわけです。75億円は、地方交付税と相殺されると言ってもいいのです。**

地方の財源不足が縮まれば、臨時財政対策債が減少できると答弁されるかもしれませんが、臨時財政対策債も一般財源として取り扱われており、歳出を抑制しない限り税収と相殺されることには変わりありませんし、増え続けている臨時財政対策債の償還は、交付税や税収（一般財源）で行っています。

一方、県債残高は、H21年度は前年度より233億円増加、H22年度は305億円増加、H23年度は123億円増加し、8228億円になっています。10年前のH13年度末の県債残高は6318億円ですので、この10年間で、1910億円増え、毎年200億円近く借金が増えているのです。

**一般財源総額が容易に増えない、この地方財政の仕組みがある限り、県税収入を伸ばせれば、財源が潤い、これまでの借金を返せるというのは、絵に描いた餅であり、気の遠くなるような話です。**

このような地方財政の仕組みの中で、知事はどのような財政運営を考えているのか、お伺いします。

知事に理解してほしい。身の丈に合った財政運営を

## 答弁：浜田知事（地方税収と一般財源総額との関係について）

三野議員の御質問にお答えいたします。

まず、地方税収と一般財源総額との関係についてであります。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域の住民に対しても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのものであり、地方の固有財源であります。

その算定においては、御指摘のとおり、基準財政需要額と基準財政収入額の差額が普通交付税となるため、交付団体にとって地方税収が増えると、基準財政収入額が増加し、地方交付税が減少することとなります。一方、税収が減少した場合には、地方交付税が増加し、一般財源総額が保障されるという制度となっております。

仮に、基準財政収入額を基準財政需要額と同様、人口等の客観的指標によって標準的収入を算定することとすれば、税収が増えた場合でも、地方交付税は変わらず、一般財源総額が増加することとなりますが、このような方式をとると、元々豊かな都市部が標準的収入を上回る収入を有することによる恩恵を受け、むしろ都市部との格差が広がるおそれがあるのではないかと考えます。

また、臨時財政対策債については、元利償還金の全額が基準財政需要額に算入されることで交付税措置がなされるものではありませんが、

必要な地方交付税総額が増えない中で、将来にわたり確保されるか懸念される状況にあり、県としては、臨時財政対策債を廃止すべきであると考え、今回の政府予算等に関する政策提案・要望においても、国に対して強く求めたところであります。

いずれにしましても、私としましては、引き続き、県民サービスの確保と後年度の負担に十分意を尽くし、持続可能で計画的な財政運営を行っていきたいと考えております。

## 三野県議の質問

**質問の第二は、地方交付税及び地方財政対策**について、お伺いします。

さる6月14日に「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」が閣議決定されました。さらに、6月17日、18日のG8サミットでも主要先進国に財政健全化を約束しました。**骨太の方針の策定に向けた経済財政諮問会議では、「財政健全化に向けた基本的な考え方」という本年5月に財政制度等審議会が取りまとめた資料が配布されたようですが、その資料には、H20年のリーマン・ショック後に不況対策で上乗せされている地方交付税の別枠加算（H21年度：1兆円 H22年度：1.5兆円 H23年度：1.3兆円 H24年度：1.1兆円 H25年度：1兆円）の解消を図る必要があると記されています。**一方、消費税増税分の法定率分は、来年4月には0.22%増（5500億円程度）再来年10月には0.34%増（8500億円程度）となりますが、別枠加算削減を補う分だけの財源措置はなされません。

仮に、地方消費税の増税分3兆円をカウントしても、臨時財政対策債（H25年度：6.2兆円）をカバーすることができません。

私は、アベノミクスによって、決して、景気がよくなっているとは思っていませんし、地方や中小企業まで行き渡るのか疑念を持っています。このような状況の中で、別枠加算の削減を持ち出すのではなく、まずは、地方交付税の法定率分で不足する財源として増やし続けてきた臨時財政対策債を減少させるべきと考えます。

H13年度から4回延長されてきた地方の最終的な財源不足額を国と地方が半分ずつ負担する「折半ルール」の期限も本年度で切れます。H25年度地方財政対策では、地方の財源不足額1兆3千280億8千万円に対し、折半ルールの対象となる財源不足額7兆2千091億9千万円、これを国による臨時財政対策特例加算と自治体の臨時財政対策債（赤字地方債）発行で3兆6千045億9千万円ずつ折半しています。H26年度以降の地方財源不足に対する補填ルールは白紙の状況となっています。

地方の長期債務残高が200兆円という高水準で推移する中、臨時財政対策債の発行に慎重になるべきで、本来なら原資となる国税5税の法定率引き上げで賄うべきであります。

しかし、国も巨額の財政赤字を抱えており、法定率引き上げには消極的で、折半ルールの継続になるのではないかと、それどころか地方消費税の増税分を臨時財政対策の国の負担分の削減に置き換えられる可能性も想定されます。

さらに、骨太方針では、頑張る地方の支援として、地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うこととしています。

**これらの算定は、もはや標準的な行政の体をなしておらず、単なる数字合わせや国の政策誘導に引き込まれようとするものであり、本来の地方交付税の財源保障の姿ではないと言わざるを得ません。このような時だからこそ、地方財政計画、地方交付税制度において改めて標準的な行政とは何かを問われていると考えます。**

少なくとも嵩上げされている各種別枠加算部分は、地方自治体の取り組む普遍的な政策に裏付けられた具体的な経費に置き換えられるべきであると考えます。

知事は、これら一連の地方交付税の議論について、どのようにとらまえているのか、ご所見をお聞かせください。

また、臨時財政対策の取り扱い等の地方財政対策が、私の予測するようにならないために、これから国に対して、どのように対応しようと考えているのか、お聞かせください。

さらに、自公政権内では、ゴルフ場利用税（平成23年度決算額で、都道府県506億円、うち市町村交付金356億円）、自動車取得税（平成23年度決算額で、都道府県1678億円、うち市町村交付金1153億円）、自動車重量税（平成23年度実績額で、市町村への自動車重量譲与税3080億円）などを廃止する方向の議論があるとも聞いておりますが、これらが廃止になれば、代替税源、代替財源の確保が重要課題となります。

また、H20年度の税制改正で地方分権の趣旨に反して暫定措置として実施した地方税を国税化した地方法人特別譲与税（平成23年度実績額1兆5千427億円）の取り扱いをどうするのか、元の地方税の法人事業税に戻すのでは、地域の遍在性が生まれてしまいます。これをどう代替させていくのか、重要な課題であります。

このように重要な課題を抱えている中、H26年度の地方財政の確立に向けては、歳出・歳入を的確に見積もり、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画の拡大、地方交付税の必要額の確保に向けて、これまで以上に、地方から政府、国会への圧力をかけることが必要となっています。

私は、ちょうど10年前に全国知事会長に就任した梶原岐阜県知事が掲げた「国と闘う知事会」への復帰が必要となると考えますが、H26年度の地方財政の確立に向けての知事の心構えをお聞かせください。

### **答弁：浜田知事（地方交付税及び地方財政対策）**

次は、地方交付税及び地方財政対策についてであります。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが地方財政の危機に結びつき、その後における地方の疲弊、さらには、リーマンショックに伴う経済状況悪化を背景として、地方財政は今や多額の財源不足に陥っております。

この財源不足を補うための措置である地方交付税の別枠加算について、国において削減等が検討されていることは、地方の一般財源総額の確保に大きな影響を及ぼすものと危惧しているところであります。

また、先月、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」において、行革努力と地域経済活性化の成果の二つの観点を取り入れた新たな地方交付税の算定について言及されておりますが、その内容如何によっても、財源確保の面において支障が出るのではないかと懸念しているところであります。

これらの地方交付税に係る議論については、地域経済の成長力の違いにより地域間格差が拡大するおそれがある中で、地方交付税の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるかどうかという、まさに地方自治の根幹にかかわる問題であり、国と地方の十分な協議を重ねたうえで、慎重に判断されるべきものと認識しております。

また、先月の政府予算等に関する政策提案・要望にあたっては、地方一般財源の確保・充実とあわせ、先ほど申し上げた臨時財政対策債の廃止、及び地方交付税本来の機能を確実に発揮するための法定率の引上げを含めた抜本的な地方財政対策を図ること等を強く要望したところであります。

今月8日から松山市で全国知事会議が開催され、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保を含め、地方税財源の確保・充実等に関する提言が議論される予定であります。

御指摘のように、自動車取得税等の代替税財源の確保や地方法人特別譲与税の取扱いといった、重要な課題も山積しておりますので、私としましても、これまで以上に、全国知事会等を通して、安定的かつ持続可能な財政運営が可能となるよう、国に対し、強く訴えかけてまいりたいと考えております。



### 三野県議の質問

質問の第三は、消費税増税の県財政への影響について、お伺いします。

私は、消費税増税の前に、格差是正の税制改革があるべきと考えています。

昨年6月県議会の代表質問でも述べたとおり、もっと所得税や住民税を課税所得幅を細かくして、租税立法の原則である応能負担原則に基づいた累進構造にすべきです。また、株式配当や株式譲渡益などの金融資産の総合課税化、法人税率に累進性の導入、課税ベース縮小になる600項目を超える租税特別措置の見直し、引当金、準備金の見直し、輸出戻し税制度の見直しなど、消費税増税前にやるべきことがあるはずですが。

また、経団連は法人所得課税の実効税率が国際水準より高いと言っていますが、これには社会保険料や労働保険料の事業主負担分が加味されていない比較であり、社会保険料などの事業主負担分を加味すると、決して国際水準よりも高くないことが、財務省の資料からも明らかになっています。消費税増税が法人税の減税に置き換わることでは、大企業に内部留保を増やすだけの愚策になります。

今、経済が安定していない、格差が拡大している中で、消費税増税には疑問が残ります。

しかし、残念ながら、消費税増税が目の前ですので、この議論は置いておき、消費税増税の県財政への影響について考えてみたいと思います。

なお、ここでは、消費税の地方交付税分については、省いて考えます。

まずお聞きしますが、来年4月に消費税が5%から8%に上がりますが、地方消費税も1%から1.7%にアップします。単純に1%が2.5兆円の税収とすれば、1兆7千5百億円の増収となりますが、これまでの香川県に分配されている地方消費税は市町分を除いて、いくらぐらいで、地方消費税が1.7%になれば、香川県自体にいくら増収になるのか、お示しいただきたい。

また、2015年10月より、地方消費税が2.2%になるが、香川県自体にいくら増収になるのか、併せてお伺いします。

**仮に、増収になっても、先ほど述べたとおり、歳出総額の見込み額が変わらなければ、地方消費税収や消費税の交付税法定率分が増えても、地方財政全体の規模として変わらず、単に地方財源不足分が減少、いわゆる地方交付税が減少することになるだけです。**

**そのため、今回の地方消費税のアップは、地方財政の健全化や社会保障の安定財源確保を目的としています。結果的には国の財政補填の役割を担うということになるだけです。**

**つまり、一般財源総額としては、増収分の25%の留保財源にしかすぎません。増収分の75%は地方交付税が減少するわけです。あまり、喜べる話ではありません。**

**それどころか、引上げ地方消費税分は、地方における社会保障給付に充てられるという目的を持ったものであれば、25%の留保財源の確保も危ない話です。**

## 答弁：浜田知事（地方消費税の増収見込額）

次は、消費税増税の県財政への影響のうち、地方消費税の増収見込額についてであります。

平成24年度決算見込み額では、地方消費税のうち、市町への交付金を除き、本県の収入となる額は、100億円余りであります。

税率引上げによる県の税収が平準化するまでには、一定の期間を要しますが、現行の税率1パーセントが100億円余りであることを前提として、単純に試算すれば、税率が1.7パーセントになれば、**70億円余りの増収**、また、税率が2.2パーセントになれば、**120億円余りの増収**となることが見込まれます。

120億円増えると言っても喜べない。

120億円×0.75=90億円は香川県の自主財源が増えたと見なされ、その分、依存財源である地方交付税を90億円減らされる。

つまり、地方消費税120億円増えても、一般財源は**30億円**しか増えないのです。

次の質問の答弁にあるように、消費税増税による経費は、一般会計だけで**30億円**増えます。地方消費税は地方の社会保障の充実のためにとというのは、真っ赤なウソです。国の財政再建のために使われることが明らかに。

## 三野県議の質問

次は、**消費税増税の歳出面**について、お伺いします。

まず、一般会計で、消費税増税で、どのくらい経費負担が増えるのか、消費税8%、消費税10%にアップした場合に分けて、お答えください。

その上で、消費税アップに伴う経費負担の増加に対して、来年度以降の予算編成でどのように対応しようと考えているのか、基本的なお考えをお伺いします。

**消費税増税分については、年金、医療、介護の社会保障給付、少子化に対処するための施策に充てることになっており、引上げ分の地方消費税の使途も社会保障に充てると明確化されています。**

**よって、まず、医療、福祉、教育分野で、消費税増税の経費増加負担分の補填の原資として活用すべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。**

また、消費税増税による経費負担増加は、社会保障費だけとは限りません。ある事業予算が本年度と同額だけ確保されても、消費税増税による経費増が予算措置されなければ、実質の予算が削減になるわけです。

消費税増税の経費増加負担分の補填の原資は、増税分で賄うことができるのかどうか、お伺いします。

また、これまでの予算編成方針を見てみますと、全庁的調整経費については、年間所要額や国の認証見込み額とされていますが、部局調整経費は、本年度を参考にすれば、経常的管理経費は前年度の97%、一般歳出は前年度の90%であり、これまで毎年マイナスシーリングで対応してきましたが、消費税がアップする来年度以降、どのような編成方針で臨むのか、お伺いします。

### 答弁：浜田知事（消費税増税の歳出への影響）

次に、歳出への影響についてであります。

歳出のうち、消費税の課税対象経費については、消費税率が現行の5パーセントから8パーセントに引き上げられた場合は、経費負担が、105分の108、率にして2.86パーセント増加し、10パーセントに引き上げられた場合は、105分の110、率にして4.76パーセント増加することとなります。

この増加率を基に、平成25年度の一般会計当初予算において、粗くではありますが、委託料や工事請負費などの課税対象経費であると考えられるものの合計金額を算出しますと、概ね633億円であることから、この金額に掛け合わせて単純な試算を行うと、8パーセントに引き上げられた場合は**約18億円**、10パーセントに引き上げられた場合は**約30億円の経費負担が増加**すると見込まれます。

これらの経費負担の増加への対応については、消費税の取扱いに関する諸情勢を注視しつつ、当初予算の編成方針を通知する時期までには結論を出せるよう検討してまいります。

なお、**引上げ分の地方消費税収については、社会保障施策に要する経費に充てることとされているため、消費税増税による経費増のうち、社会保障施策に要する経費に係るものには充当可能と考えています。**

いずれにしましても、来年度以降の予算編成については、この夏に示される国の中期財政計画の内容や消費税率引上げの最終判断を踏まえ、財政健全化に向けた取組みを行いつつ、せとうち田園都市の創造の実現に向けまして、より一層、施策の選択と集中を徹底して、限られた財源の中で、創意工夫してまいりたいと考えております。

**医療、福祉、教育分野で、消費税増税の経費増加負担分の補填を地方消費税増収分で対応させる答弁を引き出させたことは、一歩前進！**

### 三野県議の質問

次に、**県の使用料・手数料**について、お伺いします。

消費税率アップに伴う諸経費の上昇分は、どの分野でも生じてくると考えますが、消費税増税に伴って、県の使用料・手数料は、どのように対応しようとしているのか、お伺いします。

ただでさえ、消費税増税によって、住民生活はより苦しくなることは明らかです。

その上に、自治体の使用料・手数料の引き上げがなされれば、大変な負担増になると考えます。



使用料・手数料自体の設定は、自治体が行うのですから、消費税率アップに連動したり、便乗しての負担増は控えるべきで、一定の配慮がなされるべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

### **答弁：浜田知事（消費税増税に伴う使用料・手数料）**

次に、使用料・手数料についてであります。

使用料や手数料は、行政財産の使用若しくは公の施設の利用又は特定の者のためにする事務について、徴収しているものであります。

このため、消費税の課税対象となる使用料等については、消費税率の引上げに伴い、その負担を転嫁する上で、基本的には、改定を行うべきものと認識しておりますが、負担する受益者への配慮や他県の状況等も踏まえながら、十分検討してまいりたいと考えております。

### **三野県議の質問**

次に、**地方公営企業会計における消費税増税の影響**について、お伺いします。

水道料金と下水道使用料には、消費税増税分が料金に直接転嫁されます。

県水道局への市町水道料金においても、流域下水道の市町負担金においても、消費税を含めるとお聞きしています。

ところが、**病院事業会計においては、大きな収入部分を占める社会保険診療報酬が非課税のため、消費税分を転嫁することができません。**

**一方、費用の部分である医薬品、診療材料、医療機器、施設費等でかかった消費税分はすべて負担しなければなりません。**

**同じ、企業会計においても、扱い方が違うわけです。**

**病院事業会計においては、その消費税分を年間3億5千万円負担していますが、消費税が10%になれば、7億円になり、3億5千万円の負担増になるわけです。**

診療報酬に消費税が課税されないことは、患者さんから消費税を取らないことであり、患者負担の軽減としては理解できます。

しかし、多額の消費税アップの経費負担増を医療機関にだけ強いることは、その経営を困難にします。このことは民間や国公立などのすべての医療機関が是正を求めています、特に、自治体病院はその公的性格からも消費税アップの経費負担は多額になっています。

このことを病院局の経営努力だけに求めるのは、あまりにも酷であります。また、病院独自の財源づくりとして社会保険診療報酬以外の差額ベッドや分娩費、文書代などの患者負担が増加しても困ります。

過去、平成元年度に消費税3%導入時の消費税対応として診療報酬を0.76%アップし、平成9年度に消費税を5%にした時に診療報酬を0.77%アップした経緯はあるそうです。

しかし、診療報酬の改定は医師の技術料や薬価の別の要素があるわけで、平成9年度の消費税アップ時の診療報酬のアップは実質的には0.38%に過ぎませんでした。

その後、診療報酬は平成10年度に1.3%のダウン、平成14年度に2.7%のダウン、平成18年度に3.16%のダウンと大幅なダウンが3回なされました。

2年毎に改定される診療報酬は、その時々政治的駆け引きの道具として使われ、各機関や団体に配慮した政治決着がなされているものであり、本当に消費税対応部分が維持され続けているのかどうか疑念を持たざるを得ないわけです。

今後、診療報酬の改定の議論もなされると考えますが、診療報酬が上がれば医療費の増加につながり、国民健康保険料・社会保険料のアップにもつながる可能性が高く、国民の負担増、中小企業の事業主の負担増にもつながり、消費税アップ分を吸収できるだけの診療報酬の改定がなされるとは考えにくいと思います。

そこで、**引上げ分の地方消費税の使途も医療・介護・少子化の社会保障の分野に充てると明確化されていることから、消費税アップの経費負担増分を地方消費税の増収分を財源として、一般会計から病院事業会計へ補填をすべきと考えますが**、知事のご所見をお伺いしまして、私の一般質問を終わります。

#### **答弁：浜田知事**（消費税増税に伴う地方公営企業会計への影響）

次に、地方公営企業会計への影響についてであります。

地方公営企業会計のうち病院事業会計においては、御指摘のように、収入の大部分を占める社会保険診療報酬は非課税の取扱いであります。医療機関等の仕入れに係る消費税負担分については、診療報酬で手当されております。

今後の消費税率の引上げにおける対応については、国において、診療報酬による手当のほか、高額な設備投資に係る消費税負担は重点的に措置することも検討することとされております。

こうした医療機関等の消費税の負担に係る国の検討状況等を注視しながら、お尋ねの一般会計から病院事業会計への繰出しについては、国の繰出し基準の考え方や財政措置等を踏まえ、その取扱いを検討してまいりたいと存じます。